

茨城県報

号 外

昭和47年 4 月13日

木 曜 日

(明治35年 3 月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

ページ

- 水戸市内の字区域の一部変更 (地方課) 1
- 内原町内の字区域の一部変更 (") 4
- 療養取扱機関の申し出の受理があつたとみなされるもの等 (国民健康保険課) 8
- 国民健康保険医 (同業剤師) の登録 (") 8
- 保険医療機関及び保険薬局の指定 (保険課) 9
- 中妻第 4 工区地区換地計画の認可 (農地管理課) 10
- (選 挙 管 理 委 員 会)
- 直接請求において連署を要すべき法定数について 10
- 公 告
- 住宅地造成事業の工事完了 (建築住宅課) 12
- 開発行為の工事完了 (3 件) (") 12

告 示

茨城県告示第379号

地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき水戸市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同市長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第 179 条の規定により昭和47年 4 月14日から効力を生ずるものである。

昭和47年 4 月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

加倉井町字高野 1273番の内、1274番の内、1275番の内、1276番の内

大塚町字山下 1477番、1478番の 1、1478番の 2、1482番の 1 の内、1483番の 1 の内、1484番、
1485番の 1、1486番から1493番まで、1495番から1497番まで

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市大塚町字谷津に変更

大塚町字扇田 1167番の内、1176番、1178番の内、1179番、1180番、1230番から1233番まで、1236
番、1239番、1240番、字向田1171番、字山下1479番、1480番、1481番の 1、1482
番の 1 の内、1483番の 1 の内

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市大塚町字向田に変更

大塚町字高根の全部

大塚町字根柄 276番の内, 277番の内, 278番の内, 568番から572番まで, 573番の1, 573番の2, 574番から578番まで, 字細田580番, 581番, 582番の内, 583番の内, 584番の内, 588番の内, 589番, 590番の内, 591番の内, 592番の内, 593番の内, 字梅ヶ坪 128番の内, 129番の1の内, 129番の2, 130番, 131番, 132番の1, 133番の1, 134番の内, 135番の内

金谷町字長町 442番の内, 443番の内, 444番の内, 446番の内

加倉井町字矢崎 183番の内, 185番の内, 186番, 187番の内, 188番, 189番の内, 191番の内

大塚町字向田 1168番, 1169番の内, 1170番の内, 字扇田1167番の内

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を水戸市大塚町字西谷に変更

大塚町字堂前の全部

〃 字根柄 270番から275番まで, 276番の内, 277番の内, 278番の内

〃 字四反田の全部

金谷町字長町 421番の1の内, 422番の内, 425番の内, 426番の内, 427番の内, 428番の内, 429番の内, 432番の内, 436番の内, 437番の内, 438番の1の内, 441番の1の内, 442番の内

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を水戸市大塚町字梅ヶ坪に変更

金谷町字樋口の全部

大塚町字細田 582番の内, 583番の内, 584番の内, 585番, 587番, 588番の内, 590番の内, 591番の内, 592番の内

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を水戸市金谷町字長町に変更

加倉井町字宿下 $\left. \begin{matrix} 367 \\ 380 \end{matrix} \right\}$ 合併番, 381番, 543番の内, 544番の内, 字宿後523番, 524番, 526番の1の内

大塚町字細田 592番の内, 593番の内, 595番の内

加倉井町字志保田 364番の内, 365番の2の内, 366番の内

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を水戸市加倉井町字矢崎に変更

加倉井町字矢崎 171番の1, 171番の2, 172番から174番まで, 175番の1, 175番の2, 176番, 177番の1の内, 177番の2の内, 179番の内, 188番の内, 238番の内, 239番の内, 241番の1の内, 241番の2の内, 242番の内, 243番, 250番の内, 368番の内

大塚町字細田 592番の内, 593番の内, 594番, 595番の内

金谷町字屋敷後の全部

加倉井町字沖田 80番の1の内, 80番の2の内, 81番の内

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を水戸市加倉井町字志保田に変更

金谷町字久保田 44番から51番まで, 52番の内, 53番, 54番, 字竹ノ越55番の内, 55番の1の内, 57番, 58番, 字扇田24番の内, 25番の内, 26番の内

加倉井町字沖田 1番の内、4番の内、5番の内、6番の内、7番の1の内

金谷町字西田島 62番、64番、65番、66番

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市金谷町字藤ノ木下に変更

金谷町字竹ノ越 55番の内、55番の1の内、字扇田5番の1、6番の1、6番の2、7番、7番の3、8番の1、9番、13番、14番、15番、18番、19番、20番、24番の内、25番の内、26番の内、字久保田52番の内

加倉井町字沖田 7番の1の内、9番の1、10番の1

大字大足字大磐若 84番の5、86番の2、87番の2、字岡代94番の3

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市金谷町字三ノ輪田に変更

金谷町字藤ノ木下 82番の内

大字大足字砂押 292番の2、294番の2

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市加倉井町字沖田に変更

加倉井町字筋違 320番の1、320番の2、321番、570番から573番まで

大字大足字関田 297番の2、306番の2、307番の2、308番の2、311番の2、312番の2、313番の2、314番の2、字筋違562番の2、563番の2、564番の2、565番の2、566番の2、568番の2、569番の2、571番の2、572番の2、574番の2

加倉井町字沖田 53番の内、54番の1の内、55番から62番まで、63番の1、63番の2、63番の3の内、64番の内、65番の内、69番の内、90番の内、91番の内、92番から96番まで

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市加倉井町字豆田に変更

加倉井町字松ノ木の全部

〃 字折戸 760番の1の内

大字大足字川中子 1097番の2、1098番の2、1102番の2の内

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市加倉井町字筋違に変更

加倉井町字折戸 760番の1の内、761番、876番、877番の1、881番、882番、883番の1、884番の1、884番の2、885番、886番、895番から898番まで、字宮内937番

〃 字岡城の全部

大字大足字川中子 1102番の2の内、1103番の2、1104番の2

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市加倉井町字西田に変更

加倉井町字宿下 537番、⁵³⁸/₅₃₉合併番、540番、541番、542番の1、542番の2、543番の内、544番の内、字宿後526番の1の内、526番の2、528番、529番、536番、字堂下545番の1、545番の2、600番、602番、603番、604番の1、604番の2の内、604番の3の内、604番の4の内、604番の5、605番の内、606番の内

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市加倉井町字道下に変更

加倉井町字宿 610番、611番、612番、字田ノ神793番、815番の1、815番の2、816番から823番ま

で、 $\left. \begin{smallmatrix} 824 \\ 967 \end{smallmatrix} \right\}$ 合併番の内、 $\left. \begin{smallmatrix} 1151 \\ 1152 \end{smallmatrix} \right\}$ 合併番の内、字松山813番、814番、字堀崎825番、
826番の内、 $\left. \begin{smallmatrix} 965 \\ 966 \end{smallmatrix} \right\}$ 合併番の内、字堂下604番の2の内、604番の3の内、604番の4
の内、605番の内、606番の内

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市加倉井町字小萩に変更

加倉井町字田ノ神 $\left. \begin{smallmatrix} 824 \\ 967 \end{smallmatrix} \right\}$ 合併番の内、 $\left. \begin{smallmatrix} 1151 \\ 1152 \end{smallmatrix} \right\}$ 合併番の内、字堀崎826番の内、963番、964番、 $\left. \begin{smallmatrix} 965 \\ 966 \end{smallmatrix} \right\}$ 合併番の内、970番から976番まで、 $\left. \begin{smallmatrix} 977 \\ 978 \end{smallmatrix} \right\}$ 合併番、字清水980番、981番、1013番から
1016番まで、1126番の内、字上田1127番の内、1135番の内、1136番の内、1137
番、1138番の1の内、1138番の2、1139番から1142番まで、字狭間1389番から
1391番まで、1392番の内、1393番の内

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市加倉井町字五輪に変更

加倉井町字清水 1123番から1125番まで、1126番の内、字狭間1392番の内、1393番の内、1420番、
1425番

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を水戸市加倉井町字上田に変更

茨城県告示第380号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき内原町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同町長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により昭和47年4月14日から効力を生ずるものである。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字三野輪字道下 1番、2番、3番、4番、5番、6番の内、9番、11番、19番の内、20番の
内、25番の内、26番の内、27番、28番の内、29番の内、30番から35番まで、
 $\left. \begin{smallmatrix} 36番 \\ 37番 \end{smallmatrix} \right\}$ 、38番、39番から44番まで

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字三野輪字池下に変更

大字大足字勘定前の全部

大字有賀字大王関709番、710番、711番、712番、713番、714番、715番、726番、727番

大字大足字壺丁田の全部

〃 字小仁反田の全部

〃 字一ツ橋の全部

〃 字四反田の全部

〃 字赤田 64番の内、66番の内、65番の内、字六反田121番の内、127番の内、128番の内、
130番の内、 $\left. \begin{smallmatrix} 133番 \\ 132番 \end{smallmatrix} \right\}$ の内、134番から138番まで、字堂前222番、223番、224番の
内、225番の内、226番、227番、228番、229番の内、230番の1の内、字沖前370

番の内、371番の内、 $\left. \begin{smallmatrix} 372番 \\ 373番 \end{smallmatrix} \right\}$ の内、374番の内、375番から381番まで、382番の内、
383番の内、389番の内、388番の内、390番、391番

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字大足字西の割に変更

大字大足字赤田 59番の1、59番の3、60番の2、61番の1の内、61番の3、62番、63番の1、
63番、64番の内、65番の内、66番の内、67番、68番、69番、字六反田127番の内、
128番の内、121番の内、130番の内、131番、 $\left. \begin{smallmatrix} 133番 \\ 132番 \end{smallmatrix} \right\}$ の内、字堂前230番の1、224
番の内、230番の2、231番の1、231番の2、231番の3、240番、232番から238
番まで、 $\left. \begin{smallmatrix} 242番の1 \\ 239番の1 \end{smallmatrix} \right\}$ 、 $\left. \begin{smallmatrix} 242番の2 \\ 239番の2 \end{smallmatrix} \right\}$ 、241番、243番から248番まで、249番の1、
249番の2、250番、251番、252番、253番の1、253番の2、 $\left. \begin{smallmatrix} 260番 \\ 258番 \end{smallmatrix} \right\}$ 、254番から
257番まで、259番、261番から264番まで、字沖前346番から369番まで、382番の
内、370番の内、371番の内、 $\left. \begin{smallmatrix} 373番 \\ 372番 \end{smallmatrix} \right\}$ の内、374番の内、383番の内、384番の1、
384番の2、385番、386番、387番、388番の内、389番の内、字大磐若70番、71
番、72番、73番の1、83番、84番、83番の1、84番の4、85番、86番の1、87番
の1の内、88番の内、字岡代89番、90番の内、91番の内、92番の内、106番の内

〃 字廻り田の全部

〃 字傾城 266番の内、265番の内、267番の内、272番の内、字細田328番の内、329番の内、
330番の内、331番の内、334番の内、335番の内、336番、339番の内、340番、341
番の内、342番、345番の内、字深田465番から480番まで、 $\left. \begin{smallmatrix} 481番 \\ 480番 \end{smallmatrix} \right\}$ の内、483番の
内、484番の内、485番、字根崎486番の内、501番、502番

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字大足字中ノ割に変更

大字加倉井町字沖田 10番の2、9番の2、7番の2、8番、12番の2、39番の1、39番の3、
39番の2、54番の2、11番、30番の2、字豆田316番の2、317番の2

大字金谷町字扇田 8番の2、5番の2

大字大足字大磐若 87番の1の内、86番の内、字岡代90番の内、91番の内、92番の内、93番、106
番の内、94番の2、94番の1、95番から105番まで、字傾城268番から271番まで、
267番の内、266番の内、265番の内、272番の内、273番、字砂押274番から291番
まで、292番の1、293番、294番の1、295番、296番の1、字細田328番の内、
329番の内、330番の内、331番の内、332番、333番、334番の内、335番の内、337
番、338番、339番の内、341番の内、343番、344番、345番の内、325番、326番、
327番、字深田 $\left. \begin{smallmatrix} 481番 \\ 482番 \end{smallmatrix} \right\}$ の内、483番の内、484番の内、字根崎486番の内、487番か
ら495番まで、514番、 $\left. \begin{smallmatrix} 530番 \\ 531番 \end{smallmatrix} \right\}$ 、532番から537番まで、 $\left. \begin{smallmatrix} 539番の1 \\ 538番の1 \end{smallmatrix} \right\}$ 、 $\left. \begin{smallmatrix} 538番の2 \\ 539番の2 \end{smallmatrix} \right\}$ 、
546番、547番、548番、540番から543番まで、 $\left. \begin{smallmatrix} 545番 \\ 544番 \\ 549番 \end{smallmatrix} \right\}$ 、550番、字関田297番の1、
298番から305番まで、306番の1、307番の1、308番の1、310番、309番、311番

の1, 312番の1, 313番の1, 314番の1, 315番の1, 316番の1の1, 316番から324番まで, 字筋違551番, 552番, 553番, 554番の1, 554番の2, 555番, 556番, 557番の1, 557番の2, 558番, 559番, 560番, 561番, 562番の1, 563番の1, 564番の1, 565番の1, 566番の1, 567番の1, 568番の1, 569番の1, 570番, 571番の1, 572番の1, 573番, 574番の1, 575番, 576番, 577番, 578番, 579番, 579番の1, 580番の1, 581番, 582番, 581番の2, 574番の2

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字大足字東の割に変更

大字大足字豆後田 1083番の1, 1083番の2, 1084番の1, 1084番の2, 1085番の1, 1086番, 1087番, $\left. \begin{matrix} 1095番 \\ 1088番 \end{matrix} \right\}$, 1089番, 1090番, 1091番, 1092番, $\left. \begin{matrix} 1094番 \\ 1093番 \end{matrix} \right\}$, 字堂光前1063番, 1064番, 1065番, 1069番, 1070番, 1071番, 1073番, 1074番, 1082番の1, 1082番の2, 1082番の3, 字川中子1096番, 1097番の1, 1098番の1, 1099番, 1100番の1, 1100番の2, 1101番, 1102番の1, 1105番の内, 1106番の内, 1110番の内, 1111番の内, 1112番の内

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字大足字後田に変更

大字田島字辰町 1番から8番まで, 字午町9番の内, 17番, 13番の内, 15番の内, 16番, 32番の内, 33番の内, 34番の内, 12番の内, 字己町18番から31番まで, 65番, 66番, 68番, 69番

大字大足字川中子 1102番の1の内, 1103番の1, 1104番の1, 1107番, 1108番, 1109番, 1110番の内, 1111番の内, 1112番の内, 1113番の内, 1114番の内, 1119番の内, 1120番の内, 1117番の内, 1115番, 1116番, 1105番の内, 1106番の内

大字加倉井町字折戸 760番の2, 877番の2, 883番の2

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字田島字椿に変更

大字大足字後田 1123番の内, 1122番の内, 1121番の内, 字川中子1113番の内, 1114番の内, 1120番の内, 1119番の内, 1118番, 1477番, 1478番, 1117番の内

大字田島字午町 9番の内, 15番の内, 10番, 11番, 12番の内, 13番の内, 14番, 34番の内, 33番の内, 32番の内, 35番から44番まで, 45番の内, 46番の内, 47番の内, 48番の内, 49番, 50番, 字未町149番の1, 149番の2の内, 150番, 151番の内, 153番の内, 154番の内, 字榎巻91番, 92番, 93番, 147番, 148番, 164番, 163番, 159番の内, 160番, 157番の内, 158番の内

大字大足字田島前 1487番, 1488番の内, 1489番の内, 1490番から1495番まで

大字黒磯字六反町 $\left. \begin{matrix} 427番 \\ 426番 \end{matrix} \right\}$ の内, 428番の内, 429番の内, 430番の内, 431番の内, 432番の内, 433番の内, 字田島前435番, 436番

大字大足字白金 1479番の内

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字田島字榎に変更

大字田島字末町 154番の内、155番の1の内、字榎巻156番、157番の内、158番の内、159番の内、
字申町237番、238番の1の内、236番の1、344番、345番、347番、348番、239番
から244番まで、235番の1、440番、445番、446番、444番、450番、451番、452
番、字西町453番、454番、455番、456番の内、459番の内、458番の内、460番、
461番、462番、468番、469番、470番から475番まで、字成町476番、477番、478
番

大字牛伏字中ノ町 33番の1の内、33番の2、34番、35番、36番の内、41番の内、50番、42番の
内、44番の内、45番、46番、47番の内、49番の内、51番、52番の内、54番の内、
55番、65番、59番、58番、57番、字反町23番の内、24番の内、25番の内、32番の
内

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字田島字楸に変更

大字田島字末町 152番の内、154番の内、字申町238番の1の内

大字牛伏字反町 15番の1、15番の2、16番の1、16番の2、17番から22番まで、23番の内、24番
の内、25番の内、26番、27番の1、27番の2、28番、29番、30番、31番、32番の
内、字中ノ町33番の1の内、36番の内、37番、38番、39番、40番、41番の内、
42番の内、43番、44番の内、47番の内、48番、49番の内、52番の内、54番の内、
53番

大字田島字西町 456番の内、457番、458番の内、459番の内

大字三野輪字道下 19番の内、20番の内、21番、22番、23番、24番、25番の内、26番の内、29番の
内、6番の1

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字黒磯字東前に変更

大字大足字田島前 1486番の1の内、1486番の内、1488番の内、1489番の内、1485番の1の内、
1485番の2の内、字檜崎831番、832番、1446番、1447番、1448番、1449番、1450
番、1451番の内、1453番の内、1452番の内、1445番の内

大字黒磯字六反町 433番の内、432番の内、431番の内、430番の内、429番の内、428番の内、
427番 } の内
426番 }

大字田島字末町 149番の2の内、151番の内、152番の内、153番の内、154番の内、字又がり2番、
字松張1番

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字牛伏字檜崎に変更

大字大足字白金 1469番から1476番まで、1479番の内、1480番、1481番、字田島前1482番、1483
番、1486番の内、1486番の1の内、1484番、1485番の1の内、1485番の2の内、
字檜崎1451番の内、1453番の内、1452番の内、1445番の内、1454番、字寺脇1440
番から1444番まで、1455番から1463番まで

大字田島字午町 45番の内, 46番の内, 47番の内, 48番の内

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を東茨城郡内原町大字牛伏字白金に変更

茨城県告示第381号

次のものは, 国民健康保険法第37条第3項の規定により, 療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ, 及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により, 他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので, 療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項及び第2項により告示する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記号番号	申出受理 年 月 日	療養取扱機関名	開 設 者 名	所 在 地	37条5項 受理年月日	申 出 範 囲
083.015.4	47. 3. 1	小野瀬歯科医院	小野瀬 昇	竜ヶ崎市 4248の1	47. 3. 1	千葉, 神 奈川, 静 岡, 佐賀
363.026.2	47. 3. 15	竹 上 〃	竹 上 勝 夫	鹿島郡神栖町 深芝	47. 3. 15	全 国
174.015.2	〃	関 谷 薬 局	関 谷 禎 一	取手市取手甲 1065	〃	〃

茨城県告示第382号

国民健康保険法第39条の規定に基づき, 次のとおり国民健康保険医(同薬剤師)として登録したので, 療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により公示する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記 号・番 号	登録年月日	国保医(同薬剤師)名
茨国医 第2827号	46. 6. 25	横 田 広 夫
〃 第2828号	46. 6. 28	中 山 和 子
〃 第2829号	〃	一 由 武 男
〃 第2830号	〃	高 橋 三 郎
〃 第2831号	〃	北 沢 吉 夫
〃 第2832号	〃	内 田 泰 彦
〃 第2833号	〃	高 島 正
〃 第2834号	〃	柳 内 登
〃 第2835号	46. 6. 30	和 田 力
〃 第2836号	47. 2. 29	宇 佐 神 篤
〃 第2837号	〃	今 井 徹

茨国医 第2838号 47. 2. 29 佐 藤 定 見
 " 第2839号 " 小 林 正 義

茨城県告示第383号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定に関し、次の事項を告示する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
012.135.0 47.4.1	山本産婦人科医院	産婦, 放	水戸市見和町299-6	山 本 正 夫	新規開設
062.039.3 47.3.2	直 江 医 院	胃, 外, 放	下館市丙147	直 江 敏 郎	新規開設 (開設者 変更)
372.034.9 47.4.1	医療法人社団同 仁会 常 南 胃腸病院	胃, 外, 放, 麻	行方郡潮来町 大字辻横田386	秋 田 善 昭	新規開設
012.075.8 "	石 川 医 院	内, 皮, 肛	水戸市松本町4-6	門 馬 倉次郎	再 指 定
042.035.6 "	山口外科胃腸科 医院	外, 胃, 放, 肛	古河市中田新田 字神谷147	山 口 国 美	"
082.025.8 "	川 島 医 院	内, 小	竜ヶ崎市2960の2	川 島 克 己	"
342.011.4 "	神 長 "	皮, 泌, 内	久慈郡大子町 大字西金46	神 長 次 朗	"
382.038.8 "	大久保医院 浮島診療所	内, 小	稲敷郡桜川村大字浮島	大久保 俊 一	"

歯 科

013.041.5 47.4.1	豊 島 歯科医院	歯	水戸市西原町 2-17-23	豊 島 謙 三	再 指 定
013.054.8 "	中 島 "	"	" 石川町4022の8	中 島 早 苗	"

薬 局

074.007.0 47.4.1	大 崎 薬 局	薬	結城市大字結城 7237の4	大 崎 朋 子	再 指 定
134.007.8 "	大 丸 "	"	勝田市表町14-13	麻 植 茂 子	"

茨城県告示第384号

昭和46年10月1日付で水戸市大塚町1210番地に事務所を置く中妻地区土地改良区から申請のあつた中妻第4工区地区の換地計画については、土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)付則第12項の規定に基づき、改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項の規定により昭和47年4月5日認可したから、同条第8項の規定により公示する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第46号

直接県住民による県条例の制定または改廃請求、県事務等の監査請求及び県議会の解散請求並びに県議会議員、知事、副知事、出納長、県選挙管理委員、県監査委員、県公安委員会の委員及び県教育委員会の委員の各解職請求のさいにおいて連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

昭和47年4月13日

茨城県選挙管理委員会

委員長 中 島 鍬 太 郎

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定または改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 29,872人
- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 29,872人
- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 497,105人
- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

水 戸 市 選 挙 区	41,007人
日 立 市 "	43,851人
土 浦 市 "	21,271人
古 河 市 "	12,013人
石 岡 市 "	9,248人
下 館 市 "	12,347人
結 城 市 "	8,983人
竜ヶ崎市 "	8,936人
那珂湊市 "	7,581人
下 妻 市 "	6,495人

水海道市選挙区	8,681人
常陸太田市	8,166人
勝田市	15,963人
高萩市	9,051人
北茨城市	10,818人
笠間市	6,936人
取手市	9,559人
岩井市	8,054人
東茨城郡南部	23,636人
東茨城郡北部	5,419人
西茨城郡	13,323人
那珂郡	23,735人
久慈郡	13,343人
鹿島郡	31,019人
行方郡	15,683人
稲敷郡	26,826人
新治郡	19,048人
筑波郡	20,716人
真壁郡	16,365人
結城郡	11,147人
猿島郡	19,749人
北相馬郡	8,790人

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 497,105人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事, 出納長, 県選挙管理委員, 県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

497,105人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

497,105人

公 告

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年9月28日に完了したことを公告する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

(第一工区)

結城市大字上成110番の1, 117番～120番, 122番～124番, 125番の1, 154番の1, 194番の2, 336番の1, 337番の1, 同番の2, 338番の1, 339番, 340番の1, 同番の4, 同番の5, 同番の7, 344番の2, 344番の4, 345番の2

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区赤坂2丁目3番6号

小松フオークリフト株式会社

取締役社長 河 合 良 一

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年3月29日に完了したことを公告する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称

日立市大和田町字道場内2279番, 2280番

2 日立市南高野町51-6 山 県 泰 文

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年3月28日に完了したことを公告する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称

水戸市千波町字千波山2505番地, 2539番地, 2540番地, 2541番地, 2542番地, 2543番地, 2544番地, 2567番地-1, 2567番地-2

2 事業主の住所及び氏名

水戸市五軒町2丁目1番20号

三和不動産株式会社

代表取締役 内 田 康次郎

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年2月10日に完了したことを公告する。

昭和47年4月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施工地区又は工区に含まれる地域の名称

勝田市佐和字吾妻782—2, 782—4, 782—5, 782—6, 782—9, 782—10, 782—15

- 2 事業主の住所及び氏名

勝田市津田3—196 柳 橋 渡喜男

県政の総覧 …… 県民の六法

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所